

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人区画整理促進機構（以下「当機構」という。）の定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する事項について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第28条に規定する理事及び監事をいい、役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に規定する評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当機構は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬額は、別表1の常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬は俸給表のうちから、理事会の承認を得て理事長が定めた号俸による額を限度として、理事長が定めた額とする。
- 3 常勤役員の本給月額は、前項の報酬額を12で除した額とする。
- 4 役員には役員賞与を支給しない。
- 5 非常勤役員及び評議員の報酬は、業務執行謝金、理事会等出席謝金、評議員会出席謝金及び監査謝金とし、必要のつど別表2に定める額を支給する。
- 6 常勤役員が退職し、又は解任、死亡した場合は、当該役員の任期に応じ退職金を支給する。
- 7 常勤役員の報酬は、法令等に基づき役員報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、本人の届出により本人名義の銀行預金口座に振込みの方法により支払うことができる。
- 8 常勤役員の報酬は、毎月16日に支給する。その支給日が休日（銀行等金融機関の休業日を含む。）に当たるときは、その日前の最も近い休日でない日に繰上げて支給

する。

(退職金)

第4条 退職金は、常勤役員が退職し、又は解任、死亡した日における退職金算定月額（第3条第3項の月額に100分の63を乗じた額）に在職1月につき100分の12.5を乗じて得た額とする。ただし、異なる役職に在職した場合は、異なる役職在任期間1月につき退職日における当該異なる役職ごとの退職金算定額100分の12.5を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、常勤役員が解任された場合やこれに準ずる問題があった場合は、退職金を減額し、又は支給しないことができる。又、当機構の財務状況に応じて退職金を減額して支給することができる。

3 在職期間の月数の計算は、役員に就任した日から起算し、退職し、又は解任、死亡した日までを計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

4 常勤役員が再任されたときの在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

(費用の支給)

第5条 常勤役員にはその勤務の実態に応じ通勤手当を支給するほか、業務の執行のための交通費及び旅費（宿泊費を含む。）を支給する。交通費及び通勤手当並びに旅費は、合理的かつ経済的と認められる経路及び方法により算定した金額を支給する。

2 非常勤役員及び評議員には、業務の執行のため又は理事会、理事長が招集するその他の会議及び評議員会に出席するため並びに監査の実施のため必要な交通費及び旅費（宿泊費を含む。）を支給する。交通費及び旅費は、合理的かつ経済的と認められる経路及び方法により算定した金額を支給する。ただし、日当は支給しない。

3 役員等が、その他職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程改正は、評議員会の決議を経て行なう。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人区画整理促進機構の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程の改正は平成25年5月1日から施行する。

附則

この規程の改正は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は令和2年4月1日から施行する。

別表 1

常勤役員俸給表

(単位：千円)

号俸	報酬年額
1	8, 4 0 0
2	9, 6 0 0
3	1 0, 8 0 0
4	1 2, 0 0 0
5	1 3, 2 0 0
6	1 4, 4 0 0

別表 2 非常勤役員報酬、評議員報酬

(単位：円)

区 分	業務執行謝金 (0.5日当り)	理事会等 出席謝金 (1回当たり)	評議員会 出席謝金 (1回当り)	監査謝金 (1回当り)
理事長	1 6, 7 0 5			
理 事		1 1, 1 3 7	1 1, 1 3 7	
監 事		1 1, 1 3 7	1 1, 1 3 7	1 1, 1 3 7
評議員会議長			1 6, 7 0 5	
評議員			1 1, 1 3 7	